

公 売 財 産 明 細 書

売却区分 番 号	機 構 1－2	見 積 価 額	7 0 0, 0 0 0 円
		公売保証金	7 0, 0 0 0 円
公 売 財 産 の 表 示	【土 地】		
	所 在	東牟婁郡那智勝浦町大字長井字助谷向イ	
	地 番	8 9 9 番 4	
	地 目	宅地	
	地 積	5 8 2. 1 4 m ²	
	【建 物】		
	所 在	東牟婁郡那智勝浦町大字長井字助谷向イ 8 9 9 番地 4	
	家屋番号	8 9 9 番 4	
	種 類	居宅・店舗	
	構 造	木造瓦垂鉛メッキ鋼板葺 2 階建	
	床 面 積	1 階 1 0 8. 0 2 m ²	
		2 階 2 9. 7 0 m ²	
	築年月日	昭和 5 7 年 7 月 1 1 日 新築	
		昭和 5 7 年 1 1 月 3 0 日増築	
	以上 登記簿による表示		
	一括換価の方法により公売する		

公 売 財 産 の 概 要	【土地の概況等】 ●位 置 ・ 交 通 : 対象地は、JR 西日本・紀勢本線「太地」駅の西方約 6.8 km (道路距離) の地点に位置する。 ●画 地 条 件 : 幅員約 5.5 m の舗装町道 (上長井線) にほぼ等高で接面する、間口約 40 m、奥行き (最大) 約 20 m の不整形の中間画地である。 ●付 近 の 状 況 : 対象不動産の南西側は死角になっており、目視での確認はできていないが、航空写真等から、緩やかな法面及び山林状になっていると思料される。 ●公法上の規制等: 都市計画区域外 土砂災害警戒区域 (北端部: 土砂災害特別警戒区域) 【建物の概況等】 ●供給処理施設 : 上水道: 未整備 ※上水道設備については、那智勝浦町へ調査を行ったが、管理区域内ではなく詳細は不明と回答があった。 公共下水道: 無 都市ガス: 無 ●付 近 の 状 況 : 外観からの調査しか行っていないため、建物内部の状態は不明である。 アスベストの使用に関する調査は行っていない。
利 用 状 況 等	【利用状況等 (現況)】 ■土壤汚染や埋蔵物に関する専門的な調査は行っていないが、現況利用 (廃材及び石材等の野積み) による環境汚染の懸念が残る。 ■プレハブ小屋と思われる未登記建物が敷地内に 3 棟 (写真参照) 建てられている。内部の調査は行っていない。

そ
の
他
公
売
条
件

- 公売財産は一括して公売します。
 - 買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
 - 境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。
 - 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
 - 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。
- なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。
- 図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
 - 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
 - 和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
 - 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
 - 公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
 - 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。
 - 和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。
 - 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
 - 税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

所在地



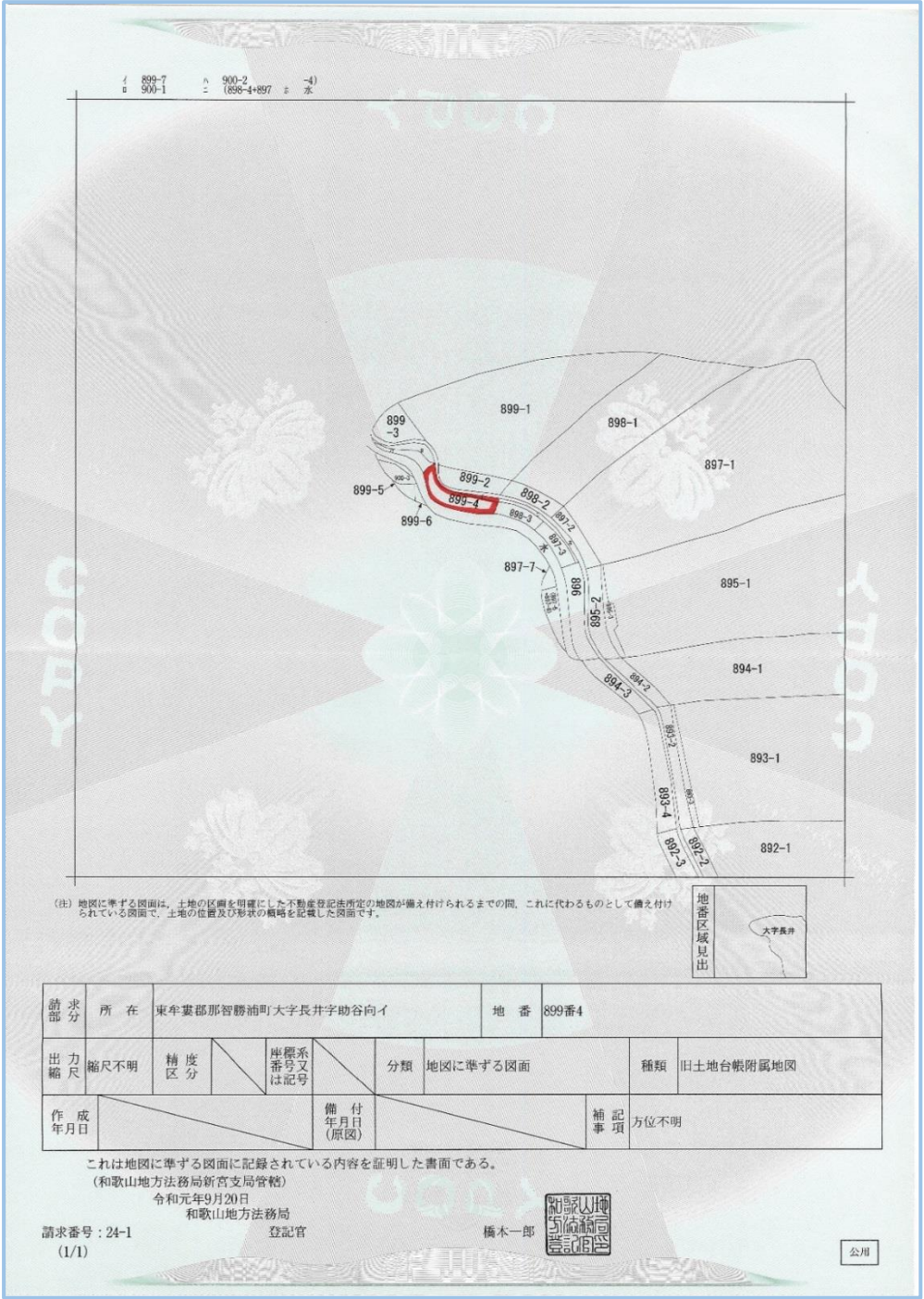
(注) 地図はおおよその場所を示しているのので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

所 在 地

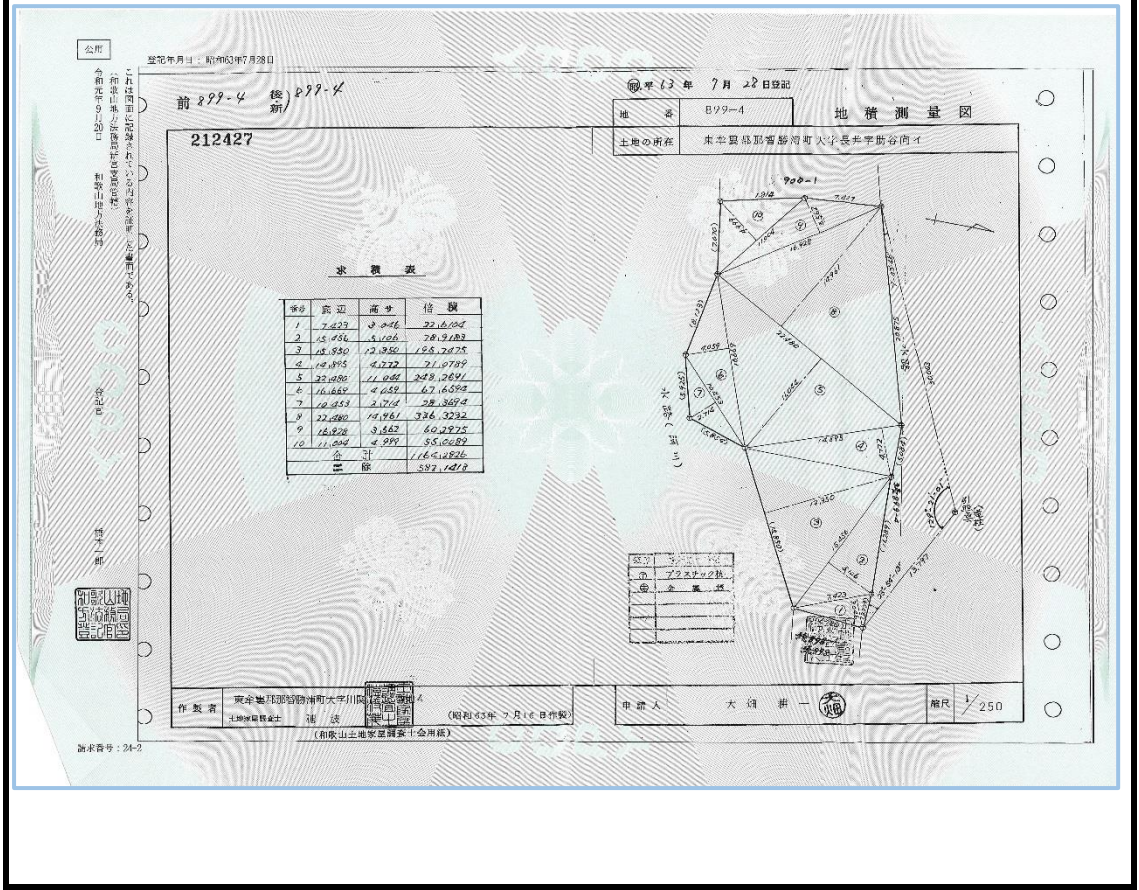


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

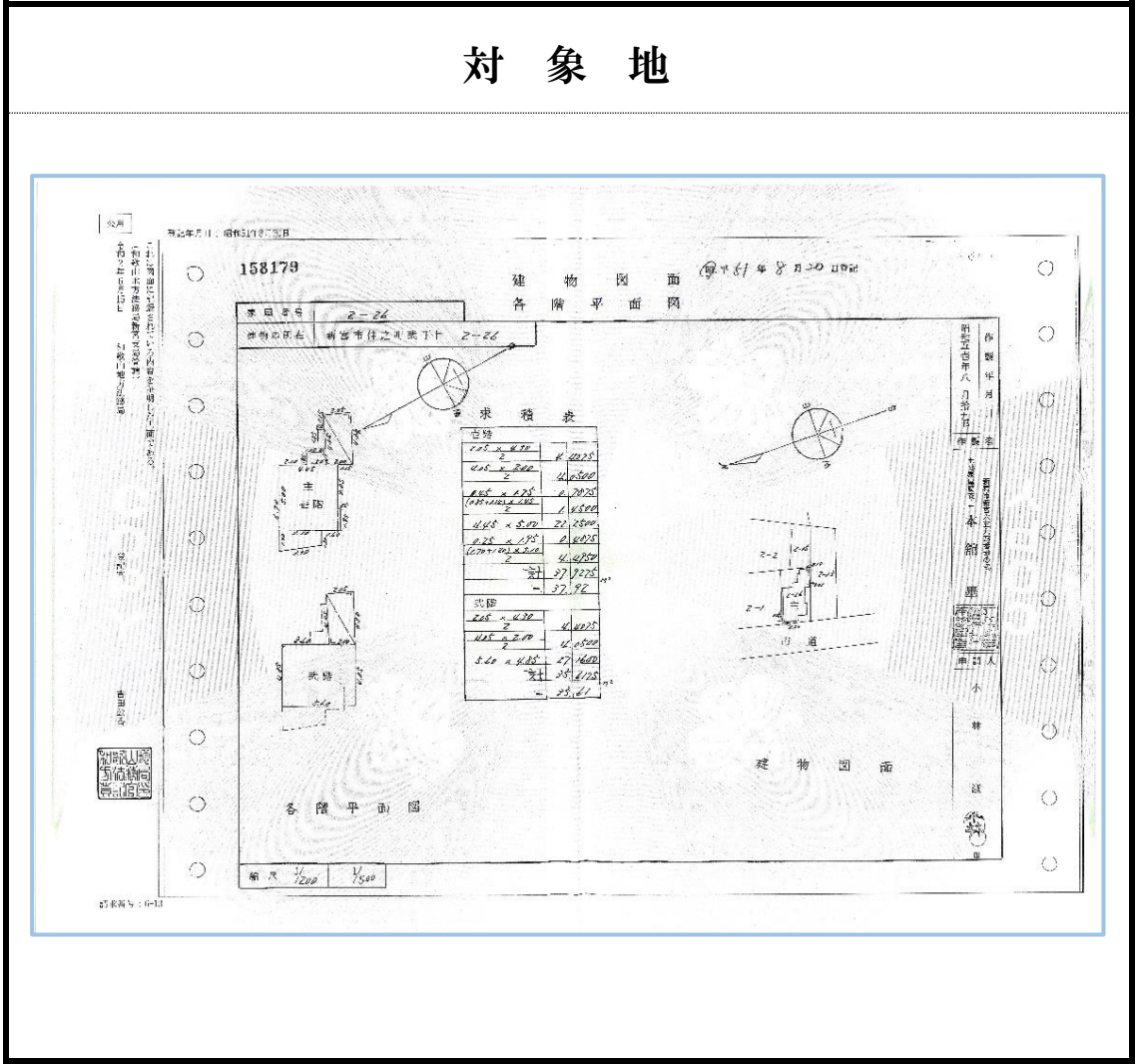
対 象 地



対象地



対象地



法務局：建物図面・各階平面図

現 況 写 真

(建物正面および側面)



(建物の周囲)



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(建物正面)



(北西側から撮影)



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(北側から撮影)



(未登記の建物①～③)



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(東側から撮影)



(東側から撮影)



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(法面)



(居宅のまわり)



(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

機構 1－2